

令和6年5月9日

動産買取業者 等 各位

〒271-0092

千葉県松戸市松戸 1307 番地の1

松戸ビル 702C

塚本晶也法律事務所

電話 047-308-6550

FAX 047-308-6551

破産者 有限会社T・R・C

破産管財人弁護士 塚本晶也

### 自動車・動産類売却処分のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、破産管財事件の処理に伴い、当方におきまして、下記の管理物品を売却処分することを予定しております。つきましては、購入を希望なさる業者様のご参考のため、下記の日時に売却目的物の内覧会を開催したいと存じます。

本件ご興味ございましたら、万障お繰り合わせのうえ、ご参加下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日時：令和6年5月22日（水） 午後2時00分～午後3時00分

開催場所（目的部の保管場所）：千葉県船橋市豊富町1317

（イソベ自動車商会駐車場）

売却予定品目：

- ・中古自動車11台（トヨタダイナ、日産キャラバン、ダイハツハイゼットカーゴ等の商用車）
- ・内装工事用資材の未使用品数百点  
（クッションフロア、内装クロス、アクセントパネル、換気扇、鏡等）

注意事項：

- ① 開催時間内に、直接、開催場所までお越し下さい。再度の内覧会は、原則として開催致しませんので、ご了承下さいますようお願い致します。
- ② 管理物件の売却処分となりますことから、自動車と動産類の一括売却かつ完全な現状有姿販売となり、売主は、本物件に関する一切の契約内容に適合した義務の履行に関する責任を負担致しません。
- ③ 動産類は、売却対象の自動車内や荷台等で保管されており、破産会社からは、全て未使用品であるとの報告を受けております。当日、内覧に来られた業者様には、保管されている全ての動産類の名称、種類、数量、簿価額が記載されたリストを交付したいと思います。  
ただし、物品は、複数の自動車へ雑多に積み込まれて分別されておらず、その量も膨大であり、また、物品の仕分けを行うための場所を確保することができない都合上、リストの確実性（その数量、その物が確実に存在していること）を保証することが困難である点をご了承下さい。
- ④ 自動車については、いずれも1年近く放置されていた状況のため、エンジンが始動するかどうかを含め、その状況は不明です。ただ、当日、全ての自動車の鍵を持参しますので、その場でエンジンがかかるかどうか試みることは可能です。  
自動車につきましても、当日、内覧に来られた業者様には、車名、年式、登録番号等を記載したリストを交付させていただく予定です。
- ⑤ 自動車内には、売却対象となる物品以外にも、書類等の不用品が複数保管されている可能性がございます。これらの不要動産類につきましては、購入者におきまして、その費用負担のもと適正処分いただく形となりますので、その点ご了承下さい。
- ⑥ 目的物の保管場所には、売却対象外の自動車が、複数台、駐車されておりますので、対象の自動車と対象外の自動車とをお間違いなさいませぬよう、お渡ししますリストを利用し、ご確認をお願い致します。